

建築関係の地方機関の見直し

平成31年2月6日

会員各位

大田建設業協会 事務局

建築関係の地方機関の見直しについて

このことについて、先般、県央県土整備事務所佐伯建築部長が来訪され、説明がありました。

主たる内容は、下記のとおりですが、詳細は、会員においてご確認ください。
(別添資料を参照ください。)

記

1. 県央県土整備事務所の建築部は、西部県民センターの施設管理課と統合
2. 県有施設の営繕業務は、県民センター建築部建築課が所掌
3. 4千万円以上の営繕工事は、県庁の営繕課が発注、管理
4. 4千万円未満の営繕工事は、県民センター建築部建築課が発注、管理
5. 土木部建築住宅課の所管業務は、従来どおり県央県土建築課が所掌
6. 県央県土整備事務所の建築部長は廃止

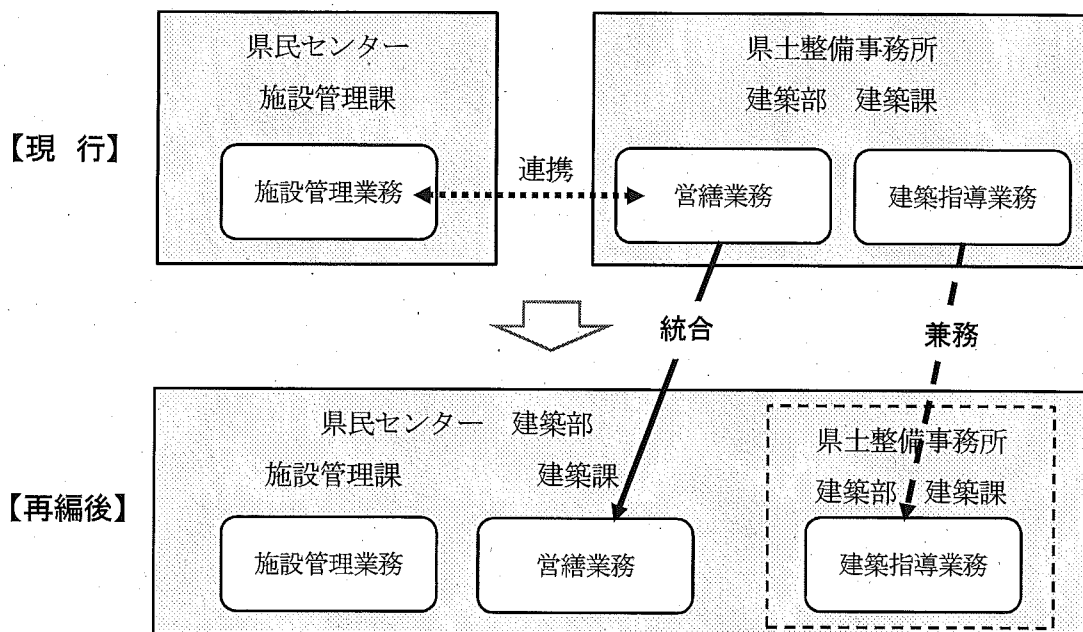
以上

建築関係の地方機関の見直し

1. 見直しの内容

(1) 土木部地方機関の建築部を総務部地方機関に統合

- ・各県土整備事務所の建築部を、東部・西部県民センター及び隠岐支庁県民局に設置している施設管理課と統合
- ・土木部建築住宅課の所管業務は、兼務業務として、これまでどおり建築部で対応



(2) 見直し後の組織図（別紙のとおり）

- ・県民サービスが低下しないよう、これまでどおり7合庁に建築課を置く
- ・雲南・出雲・県央・益田の建築課には、常時居なくなる建築部長の代わりに、課長、係長又は担当者のいずれかを配置し、これまでと人数は変わらない

2. 見直しの効果

(1) 地方機関の営繕業務と施設管理業務を同一組織とすることにより、県有施設の長寿命化をさらに効率的、かつ適切に実施できる

(2) 松江・雲南・出雲（浜田・県央・益田）を同一組織とすることで迅速で適切な事務処理が可能となり、工事の早期発注や平準化、受注者の負担軽減につながる